令和８年（フ）第１１５号
山口市小郡上郷1329番地１　宮ノ原市営住宅467号
債務者　中村　秀治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第９４号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2268番地７
破産者　早崎　誠一
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市江迎町乱橋573番地11
破産者　友野　直樹
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第１４４８号
仙台市太白区西中田５丁目６番17号　ベルトピア仙台16Ｂ－110、従前の住所仙台市太白区西中田３丁目２番７－206号
破産者　瀧澤　義和
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２１号
仙台市青葉区堤町１丁目８番58号　コーポ高橋102
破産者　佐藤さよ子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
山形県米沢市窪田町窪田375番地の１　ボンソワール301号室
破産者　高橋保乃伽
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和６年（フ）第１１９号
茨城県坂東市逆井6236番地２
破産者　名越　和彦
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第２２３号
茨城県筑西市旭ヶ丘2922番地８
破産者　ひろせ農園こと　廣瀬　亮之
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１６１号
鹿児島県西之表市西之表16109番地２　ウエストヒルズ303
破産者　淺賀　一幸
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２１３１号
北海道恵庭市住吉町２丁目７番18―101号
破産者　岸下　文雄
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２９号
札幌市白石区本通17丁目南１番３－303号
破産者　堀　　寛
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２号
青森市大字西田沢字浜田137番地29
破産者　市川　　誠
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
青森市合浦２丁目11番16号
破産者　奥山　敬太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３４号
宮城県石巻市湊東２丁目19番地１　サービス付き高齢者向け住宅湊、開始決定時の住所宮城県石巻市門脇字一番谷地57番地の18　第二恵仁ホーム
破産者　佐々木賢治
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２２号
宮城県石巻市北上町十三浜字石生136番地73
破産者　武山　久美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第８９号
宮城県石巻市錦町１番25号
破産者　遠藤　大輔
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第９２号
宮城県東松島市赤井字新川前22番地２　スィートホーム・スィート愛の詩、前住所宮城県石巻市鹿妻南５丁目１番11号
破産者　高橋　真二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第８６号
福島市鎌田字深町32番地の５、従前の住所神奈川県川崎市川崎区大師駅前２丁目８番９号リッシュ・ド・シャルム101
破産者　田中　柊斗
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１２５号
福島市吉倉字谷地36番地の１あんしんハウスⅠ　1
破産者　菊地ミヤ子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所